

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

令和元年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和元年11月5日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 令和元年11月5日 火曜日
開 会 午後2時3分
散 会 午後7時16分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 都市計画事業について（首里城の火災について）
- 2 視察調査日程について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	照 屋 大 河 君
委 員	座 波 一 君
委 員	具 志 堅 透 君
委 員	座 喜 味 一 幸 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	上 原 正 次 君
委 員	赤 嶺 昇 君
委 員	玉 城 武 光 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	山 内 末 子 さん

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

土 木 建 築 部 長	上 原 国 定 君
土 木 建 築 部 参 事	宜 保 勝 君
都 市 公 園 課 長	玉 城 謙 君
知 事 公 室 防 災 危 機 管 理 課 長	石 川 欣 吾 君
教 育 庁 文 化 財 課 班 長	徳 里 政 哉 君
教 育 庁 文 化 財 課 班 長	仲 座 久 宜 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項都市計画事業についてに係る首里城の火災について及び視察調査日程についてを議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、首里城の火災についての審査を行います。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 皆さん、こんにちは。

本日はよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

本日はサイドブックに掲載されております資料、首里城の火災に係る状況報告により御説明いたします。

まず初めに、10月31日午前2時40分ごろ、首里城正殿等におきまして火災が発生しました。現在、警察や消防による火災の検証作業を行っており、早期の原因究明に取り組んでいるところでございます。本火災により近隣住民及び沖縄県民、関係各所に多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。県民はもとより、多くの観光客にも親しまれてきた首里城の正殿等が、今回、火災により全焼したのを目の当たりにし、県民を初め、本当に多くの皆様が大変なショックを受けていることと思います。私自身、10月31日12時20分に、知事とともに現場を確認いたしました。言葉に言いあらわすことのでき

ない喪失感に包まれ、本当に胸が痛む思いでいっぱいでございます。11月1日には知事が菅官房長官を初め、関係大臣に首里城の早期再建の支援を求めたところであり、今後国内外の関係機関、また、県民や県外の皆様、海外の皆様の御協力も得ながら全庁を挙げて一刻も早い、首里城の復元に向けて全力を尽くしてまいります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○玉城謙都市公園課長 よろしく申し上げます。

首里城の火災に係る状況報告についての配付資料があると思いますので、それに基づいて説明いたします。その中で1点だけですね、ちょっと訂正のほうをお願いします。状況報告の⑦のほうですが、括弧のほうで正殿内及び城郭内という表現しておりますが、これは城郭内ということで訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では説明いたします。まず1番、火災の発生状況の①10月30日20時40分に組踊上演300周年記念式典等各作業を御庭で開始しております。次に、⑥10月31日1時5分、指定管理者職員立ち会いのもと、イベント業者撤収及び退出を確認しております。次に⑦10月31日1時20分、城郭内の警備員が巡回を開始しております。次に、⑧同日1時43分、機械警備が起動しております。⑨2時34分、機械警備警報が発報しております。次に、⑩2時35分、警備員が正殿北側シャッターをあけて内部確認を行いましたが、その時点で煙が充満しており、消火器をとり正殿から奉神門に移動しております。図についてはですね、平面図がついておりますので、位置図関係、正殿の向かい側のほうに奉神門というのがございますので、それで位置の確認をお願いいたします。⑪2時40分、非常ベル鳴動。警備会社より入電、警備員は火災発生と伝え消火器を持って消火に向かい、消火器を2本使用し初期消火を図るが消化できず。監視員も正殿へ消火器で初期消火に向いましたが、黒煙のため消火作業ができておりません。⑫同日2時41分、警備会社から消防へ通報。次に⑬同日2時50分、消防が到着しております。⑭3時37分、財団が対策本部を立ち上げております。同日13時30分に鎮火し、⑮11月1日10時以降、これはきょうも行われておりますが、警察、消防による合同検証、現場検証を行っております。

次に、首里城火災発生状況についてですが、添付図面をごらんください。人的被害の情報はありません。延焼範囲は、首里城正殿、北殿、南殿・番所、書院・鎖之間、黄金御殿、二階御殿、奥書院であります。延焼面積、消防の発表によると、4836平米。正殿、北殿、南殿等ですが、詳細についてはまだ確認できておりません。

次に3の当時の建設費用について説明します。①正殿約33億円。北殿、南殿・番所、奉神門21億。黄金御殿ほか19億。合計73億円。その他、城郭等の施設で187億、総計260億円でございます。

次に、4の県の対応状況について説明します。10月31日3時27分、緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け、現場へ急行し、現場状況の情報収集を行っております。同日8時30分、副知事を含む庁内緊急部局長会議を行っております。同日12時20分、玉城知事が出張を取りやめ、空港から首里城へ直行し現場を確認しております。④同日14時30分、首里城火災対策等本部を設置し、14時30分から本部会議を開催しております。⑤同日15時、玉城知事が記者会見を行っております。次に⑥同日15時45分、謝花副知事が現場視察を行っております。⑦同日16時、富川副知事が現場視察を行っております。次に、⑧11月1日玉城知事が官邸、内閣府、国土交通省等を訪問し、火災の状況報告及び意見交換を行っております。次に、⑨11月2日寄附金の受け入れ体制を整え、受け付けを開始しております。

最後に今後の方針ですが、現在、警察、消防による現場検証を行っているところであり、今後も関係機関と連携し、必要な対応を進め、早期の原因究明及び今回の火災の検証作業に取り組んでまいります。また、政府や国内外の関係機関、また県民や県外の皆様、世界のウチナーンチュを初めとする海外の皆様の御協力を得ながら、一刻も早い首里城の復元に向けて全力を尽くしてまいります。

以上で、説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、首里城の火災についての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 大変残念な事故でありますけれども、私もですね、もちろんこの復興復旧に対しては、100%あるいはそれ以上の力を注ぐべきだと考えています。努力すべきだと思います。それに県民はきっと応えてくれるものだと思います。そしてですね、さらにそれと同時に、この復旧復興と同時にで

すね、原因究明は徹底してやらなければいけない。この2つは一体化しているものと考えております。そうでなくては、支援してくれた者に対しては、大変失礼に値するのではないかと。今後の対応の問題も含めてですね、明確にして復興に向かってもらいたい。大事なのは、復旧に向かう県民の意識の共有だと思っておりますので、ぜひその努力をともにするためにもですね、こういう気持ちとともにするためにも、復旧復興について、事実確認を解明して再発防止につなげたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

そしてですね、このスプリンクラーが、これは法的義務でないということであったものですから、それはつけてないということについては法的には問われておりませんが、この必要性はやっぱり感じているところだということで、国としてですね、そういうスプリンクラーの推奨はやっているはずなんです、そういった事実はなかったんですか、移管時に。国から県に移管するときにそういうような推奨はなかったですか。

○玉城謙都市公園課長 移管時には、こういったスプリンクラーの設置の推奨というのは特に議論にはなっておりませんでした。

○座波一委員 こういうスプリンクラーについては推奨はなかったと。そしてまた、その後の検討もなかったということなんです、実際ことしの9月にですね、国からは文書が出てくるはずなんです。それは確認できていますか。

○玉城謙都市公園課長 一応確認はしております。

○座波一委員 推奨の文書が来てるわけですので、それは検討しなかったんですか。確認したということでもありますけど。

○玉城謙都市公園課長 当該通知については土木建築部では把握しておりませんでした。また、県の教育庁に確認したところ、当該通知の対象は、国宝や重要文化財であり、首里城正殿等はその対象にはなっていないとのことでありました。

○座波一委員 確かに対象となるものは文化財、あるいは国宝、そういったものが対象であるから、この建物は対象にならないと、そういう意味での解釈だと思いますけども、しかしながら沖縄にとってのこの首里城というのは、国宝並みのシンボルだと思うんですよね。そういう管理を受ける段階において、そ

ういうふうな議論になってなかったというのが非常に疑問なので、それを今聞いていますけど、そういうことはなかったんですか。

○玉城謙都市公園課長 はい。議論はしておりません。

○座波一委員 わかりました。それとですね、県が管理をするに当たり、国が運用してたときの運営基準と県の基準は変わらないということで、受けていると聞いております。それはそれで理解できますけれども、ただ、多少変わっていますよね。公園内における作業があったということは、これは明らかに変わってることなんですね。そこはつきりさせてください。

○玉城謙都市公園課長 今回の御庭で行われてる作業については、従前からやられてる内容と同じであります。

○座波一委員 いや、国の基準では、国が管理してる段階においては、それはできないと、やってはいけないということじゃないですか。

○玉城謙都市公園課長 そういう催事基準等についての範囲の中で、特にできないということではなく、以前から行われていた行事であります。

○座波一委員 しかしながら、時間制限もしっかりされてるわけですよ。夜に及んではいけないと。それはありますよね。

○玉城謙都市公園課長 国の基準のほうでも原則時間外はという表現がございますが、今回はどうしても閉館後の準備ということで、どうしても時間内に終わらないということで、事業の協議をいたしまして、今回作業を行ってる状況でございます。

○座波一委員 だからその部分が違うと言っているわけですよ、私は。その分は明らかにこれまでの運用方法とは、基準とは違ってきてるわけですよ。

○玉城謙都市公園課長 これは国が管理してるときにも同じような原則以外というんですかね、時間外ということでそれは認めておりました。

○座波一委員 わかりました。国が管理してるころも、深夜に及ぶ作業がなさ

れていたということですね。はい、わかりました。

○玉城謙都市公園課長 そのとおりです。

○座波一委員 そのときにですね、作業の問題ですが、これ電気を使っているんですかね。電気を使うような作業があったわけですかね。

○玉城謙都市公園課長 当日は音響関係、電気関係の作業が入っておりました。舞台のほうのですね。

○座波一委員 そういう場合に、電気の電源をどこからとるんですか。自前で発電をさせてるんですか。

○玉城謙都市公園課長 自前の発電機とですね、あと奉神門のほうから電源を引いております。

○座波一委員 きょうまでの報道でですね—どうしてこういう質問するかという、分電盤あたりの可能性が高いという報道があるから、その質疑になっているわけですが、十分その作業で考えられることは、電気を使い、この電源の問題で、その原因に絡んできてるかなというこの予測がつくわけですけども。その問題はですね、どれだけの容量を電気を使ったのか、容量以上の電気を使った時間が長かったんじゃないかという、そういった推測すら当然素人ながらも発想するんですけどもね。これはもうこれからの捜査の問題ではあるんですが、このように可能性から考えたらですね、これだけの電源を使って、それが原因として熱を持ちわずかながら発火に近づいた可能性だってあるんじゃないかなというのが推測されてるんですね。だから、センサーが感知して発見するまでの時間がずれたというふうなことになるって、警備員が目視しても見えなかったと。火が見えなかったと。当然ですよ、分電盤は壁の向こうにしかありませんから、分電盤の配線はですね。だから、そういうことも十分考えられる。ですから、首里城内で作業をさせるということのですね、その管理方法というのはやっぱり問題だったんじゃないかなという気はしてるんですけど、この作業を管理する部署は土木部じゃないと思いますが、どこですか。この作業を了解した、許可したというのは。

○玉城謙都市公園課長 指定管理者のほうで、一義的には管理含めて、確認も

含めて行われています。

○座波一委員 先ほど申し上げたとおり、捜査を待つしかないんですが、そういう意味では電気系統からの可能性が高いというふうになっている関係上ですね、そこはしっかり首里城内での作業においての、電気の使い方の問題、これは大きなポイントになるだろうなと思っております。いわゆる過送電というこの現象ですね、これが起こったんじゃないかなと思っております。

あと、初動体制なんですけど、先ほど説明ありました、確認した時点でですね、通報までおくれたということでありましてけれども一おくれたというか6分か7分かなーそれはそういう報告は受けてたんですか。

○玉城謙都市公園課長 先ほどの時系列でまとめた報告を受けております。

○座波一委員 あとですね、収蔵品の件ですが、実際まだ確認されていないんですかね。どれだけの何点が焼失してというのは、なかなか正確な数字が出てこないんですが。

○德里政哉文化財課班長 お答えいたします。

まず文化財に関しましては、収蔵品としまして県指定の文化財は3件ございます。この3件に関しては、全て収蔵庫に保管されておりまして、防火体制のある収蔵庫に保管されておりまして、焼失を免れたというふうに報告を受けております。それ以外のものに関しましては全て一今の3点も含めてですけども、美ら島財団の所有物となっておりますので、こちらでも正確な数を把握しておりませんが、1500点余りということは伺っております。

○座波一委員 だから、焼失したと思われるのはないんですか。

○德里政哉文化財課班長 そのあたりはこちらも直接の報告を受けておりませんので、美ら島財団の報告を待つというふうな形になろうかと思っております。

○座波一委員 これらの収蔵品は、美ら島財団のものであるというふうな答弁ですよね。そういうふうな意味からいうと、管理責任は美ら島財団にしかないということになりますか。

○德里政哉文化財課班長 お答えいたします。

所有者の責任において管理するという意味ではそのようになります。

○座波一委員 展示されてたということもありますよね、この正殿内で。これはもう以前から、国管理のころから正殿内で展示したものともずっと変わらない方法でやってたんですか。それとも変わったんですか。

○德里政哉文化財課班長 展示の手法等に関しましても、こちらで詳細な話は伺っておりませんので、ちょっとお答えは厳しいと思います。

○座波一委員 だから、この大事なこういった文化財を展示をする場として、あるいはその貴重な木造建築のものとして、いかにもこの火災に対するその考え方っていうのは、本当に日ごろから気をつけるべき事柄だったわけですが、そういうふうに展示品もこの建物とともに焼失してしまったということですね、この管理者として、これはもう美ら島財団にしかないわけですかね。美ら島財団がこの収蔵品の管理者として展示してるからということいいんですね。

○德里政哉文化財課班長 保管、管理等に関しましては所有者の責任によってという形になりますので、そのような形になると思います。

○座波一委員 あと、これから見ると災害対策本部は31日14時30分設置であります、いささか遅いような感じもするんです。那覇市のほうがですね、いち早くその日の何時だったかな、事故のその日に2時間、3時間後に設置していますが、県の立ち上がり非常に遅い感じがするんですが、それは答えられる範囲でどうですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 県の対策本部なんですけれども、災害対策本部というよりは首里城火災対策等本部となりまして、災害対策本部という形にはなっておりません。その中身としては、今回の首里城火災においては暴風とか竜巻、地震等の現象やその他異常な自然現象でないこと、それから国民の生命等に相当程度被害が出ていないということから、災害対策本部としてではなくて、災害にとらわれず復元も視野に入れたものとして、県として全庁的に迅速かつ的確に今後の諸課題に対応するものとして立ち上がったという、そういうものでございます。

○座波一委員 それちょっとおかしいんじゃないですか。即刻復元の問題を協議するためのものではなくて、これ災害対策等本部を設置し、とあるわけですから、まだまだやらなければいけない当面の問題に対する問題だと思うんですよ。

○石川欣吾防災危機管理課長 ですのでそういったものも含めてですね、対応するという形でとっております。実際には対策本部という形ではないんですけども、そういう準ずるような形で情報共有ということで、朝の4時の段階ですね、情報収集体制を構築して対応しているところでございます。

○座波一委員 はい、わかりました。県知事が出張の際にはですね、不在のときの管理者というのを置くわけですが、それは副知事として、誰が担当という形になってましたか。

○石川欣吾防災危機管理課長 知事不在であれば、担当副知事は謝花副知事のところになるかと思います。4時に情報収集体制を構築しまして、那覇市消防本部、それから那覇市役所のほうですね、防災危機管理課との情報交換を通じて、5時までには三役に報告をいたしております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まずですね、皆さんの資料の中で、火災が発生してから10月31日3時37分に財団が対策本部を立ち上げているということなんですけれども、これ、こんな早くからどのような対策本部っていうのが立ち上がってるんですか。

○玉城謙都市公園課長 災害対策本部というのは指定管理者、財団の内部のほうで、首里城公園管理部の防災計画の中でのそういう組織であります。

○赤嶺昇委員 3時37分に組織を全部集めて、こんな対策本部っていうのは立てられるものなんですか。燃えてるんですよ。燃え始めて間もない時間帯ですよ、はい集まって対策本部等ということで、私は理解できないんですよ。今燃えてるんですよ。大騒ぎのときにみんな集まって、はい、対策本部をっていうことを打てるもんなんですか。具体的に説明してください。

○宜保勝土木建築部参事 財団のマニュアルに基づきまして立ち上げたということで、そこで会議が行われたという報告は受けておりませんので、立ち上げたという報告を受けております。

○赤嶺昇委員 だから私から見るとね、いかにもね、すぐ迅速に対策を打ったっていうふうに皆さん書いてるけど、マニュアルとか云々って言うけど、対策本部って僕らから見ると、よくね、集まってどう対応するかということで、この時間帯では物理的に厳しいだろうというのが私の考えにあります。だからそこは明確にね、皆さんこの時間にはもう既に対策本部を立ち上げたよって言うのはね、いかにも万全を期してるっていうふうに見えるけど、ここの中身をちゃんと明確にしたほうがいいと思うんですよ。マニュアル、本部っていうのは何なのということで、マニュアルという部分はね。そこはしっかりしてほしいということと、あと、先ほどから座波委員の質疑に対してですね、美ら島財団からの報告がまだとれてないということなんですけれども、これまで何度報告をもらってますか。今までに。

○宜保勝土木建築部参事 配付いたしました資料にですね、4ページに県の対応という項目がございますが、1番に10月31日3時27分、緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け現場に急行、と書いてありまして、これは私が現場に、この報告を受けまして1時間以内に現場に急行して情報収集を始めております。その後、財団からニュースリリースが一約20前後のニュースリリースが発表されております。

○赤嶺昇委員 私が聞いているのは、財団から県に、きょうまでですよ一事故を今、僕らはマスコミ、新聞等で見てるわけ、聞いているんですね、どんどん一皆さんは何度説明を受けてきてるんですか。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど申しました、31日の3時27分に報告を受けまして現場に急行しまして、3日間私が常駐しまして、情報収集をし、県の担当課に情報を通達しております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から答弁内容についての確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

玉城謙都市公園課長。

○玉城謙都市公園課長 ニュースリリース等の発信と、またほかにですね、メール等での国、県、管理者のほうで、そういう場合の情報ということで、メール等でそういった逐次一数はちょっとまだ整理しておりませんが、その都度報告は受けております。

○赤嶺昇委員 こういう場合っていうのは、美ら島財団というのはちょっとフアジーなんです。ニュースリリースとかかぶせないでほしいんですけど。要するに、県にどのような報告でね、メールなのか電話なのか直接来るのか、こういったこともしっかりまとめてもらわないとまずいと思いますけどどうですか。体制が整ってないんじゃないのって思ってしまうわけさ。マニュアルではどうなってるんですか。こんな早く対策本部打った割には、県に対する説明とかそういった部分の状況がちゃんとできてないんじゃないの。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど申しましたニュースリリースに関しましては、これはですね、県と国と財団で、内容を精査した上で発信しておりますので、それ以外にですね、それ以外に、お互いのメールで随時情報交換しておりますので、メールの数は数えられないぐらいやっておりますので、今、数は言えませんが、メールでのやりとりは相当数やっております。

○赤嶺昇委員 それではですね、ちょっと具体的に聞きますけれども、分電盤が回収されてますよね。分電盤は建物に何個ありますか。

○宜保勝土木建築部参事 配線図等は入手しておりますが、今、数については集計しておりませんが、配線図等は入手しております。

○赤嶺昇委員 答弁になってませんよ。

○宜保勝土木建築部参事 今手元に集計した資料がございませんので。

○赤嶺昇委員 あのね、新聞、要は分電盤じゃないかという話が出てるんですよ。それを皆さん、図面はあるけど、皆さん、国から移管を受けてるんですよ。指定管理は美ら島財団ですよ。皆さんね、指定を受けてきた割には分電盤の数

も一今こんなして出てるんですよ、分電盤じゃないかと言われてて、分電盤の数がわからないって、通りますか。皆さん、チェックしてないの。一般的に分電盤1個しか持ってなかったんじゃないかと思ってる県民もいるけど、数もたくさんあるんだったら、じゃあどこなのかという究明も必要ですし、そこを分電盤の、今日まで数を把握してないっていうのは、対策に不備がありませんか。だからこれは現場に行かないとわからない問題じゃないんですよ。国から移管を受けるんだったら、そこはね、皆さんもっと専門的にもっと把握しておかないと、分電盤回収されたという時点で何個あるか、どの分電盤かっていうのは把握するべきでしょう。この時点でわからないということになると、県が移管を受けてる部分のね、いわゆる覚悟とかですかね、責任がやっぱり問われてくるわけですよ、要するに。そこは大きいよ。これは調べてくださいよね。

じゃあ次、それで防犯用とですね、通常照明用とか、分電盤いろいろあると思うんですけども、あと催事の電飾用の用途に分けて、さっき持ち込みなのかということもあったんですけども、この分電盤の系統もどうなってるかということも明確に示してもらいたい。今答弁できますか、これは。

○宜保勝土木建築部参事 ちょっと手元に詳細の資料がございません。図面は今手元にあるんですが、説明できる状態ではございませんので。

○赤嶺昇委員 あとですね、分電盤の交換、点検。分電盤は当初から設置されてね、これまで交換したことがあるのか、それから寿命。消防訓練がどのぐらいの頻度であったのか。それから防火設備の点検は、今まで一番直近にこれまで何回やってるのか、これ答え切れますか。

○玉城謙都市公園課長 消防訓練の実施状況についてですが、防火管理者の資格を有する者が消防計画を定め、那覇市消防局に届け出をしております。直近の消防訓練としては、平成30年12月18日那覇市消防署立ち会いのもと、発見、通報、初期消火、避難誘導等の火災総合訓練を実施したとの報告を受けております。あと、電気設備の点検状況について、電気事業法では、年1回の電気設備の点検実施が義務づけられており、直近では10月15日と18日に実施しております。異常は認められなかったとの報告を受けております。

○赤嶺昇委員 そうすると、直近で電気のチェックをしたということであればですね、チェックした側にはこの配線にほこり等がかぶってないということの確認も全部とれてますか。

○玉城謙都市公園課長 特に異常があったという報告は受けておりません。

○赤嶺昇委員 さらに、ネズミ等小動物が、かじって火災になるということもあると思うんですけども、これまで首里城区域でですね、小動物の目撃等そういうものってというのはありますか。

○玉城謙都市公園課長 2月から県のほうで管理を行った後に、そういう報告は受けておりません。

○赤嶺昇委員 いずれにしても分電盤についてはですね、回収されてるということなんですけれども、数も図面はあるけど把握してないってということじゃなくて、数えないとわからんじゃなくて、ちゃんとチェックしてもらってですね、明確にそれはやっぱりみんなでも出してもらったほうがいいと。答えありますか。

○玉城謙都市公園課長 把握してる、してないということではなくて、手元のほうにこの総括表を、ちょっと確認しているところです。

○赤嶺昇委員 把握してる把握してないの問題じゃなくて、今何を確認してるの。把握してるんだったら言ったらいいじゃないですか。こんな言いわけをしないほうがいいと思うよ。把握してるんだったら今、答弁してもらいたいんですよ。

○玉城謙都市公園課長 課のほうにちょっと戻っておりますので。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員及び委員長から、事前に適切に把握した上で答弁に臨むよう指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 あと、知事がですね、早い対応で国のほうにも行っているということなんですけれども、何年までに再建するということを知事は言ってるん

ですか。

○玉城謙都市公園課長 2022年までに計画を策定するという事で聞いております。

○赤嶺昇委員 計画を策定して復元、要するに再建するっていうのも全部出てるんですか。どういうことですか、計画ですか。

○上原国定土木建築部長 知事の発言は復帰50周年を迎える2020年に首里城の再建計画を策定したいという趣旨ですけども、いつまでということは今後検討されなければ難しい話でありまして、国営公園でもありますし国のほうで大半の仕事がなされるだろうと思いますが、県としても連携してですね、それまでには再建計画を立てた上で、一緒になってそれを推進していきたいという思いが発せられたものだというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 これは思いであって、県としての方針ではない。

○上原国定土木建築部長 具体的なですね、決まり事ではなくてね、方針であるのは方針だと思いますけれども、今後しっかり詳細をですね、国とも調整しながら詰めていく事項だと考えております。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの答弁の補足ですが、引き継いだ時点での数量として、分電盤に関しましては一回路の数によってあるんですが、34個でございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から執行部に対して、分電盤に関する資料を出してほしい旨の要望があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 それでは、事実関係少し皆さんから説明があったんですが、

それに準じてですね、少し確認させてください。まず、当日の警備体制、何名で警備をしていたのか伺いたいと思います。

○玉城謙都市公園課長 当日ですが、夜間の警備ということで警備員による定期的な巡回と防犯カメラによるモニター監視を行っています。人員は城郭内警備が2人とですね、あと、正殿、北殿、南殿等は機械警備を行って、あと中央監視室に1人配置しておりました。3名体制です。

○具志堅透委員 そこでですね、警備員の方々が、まずその火災を認識したっていうのかな、発見したっていうのかな、いつになるんですか。皆さんの説明の9番になるんですか。機械警備警報発報というのが、まず、その警備の方々が火災かなあということ認識したことになるんですか。

○玉城謙都市公園課長 ⑧の10月31日1時43分はこの機械警備起動ということで、2時34分機械警備のこの発報が、これは火災の警報ではなくて異常があるというような情報であります。

○具志堅透委員 34分には機械関係、機械設備関係に異常があるということの警報が発報したということですか。

○玉城謙都市公園課長 そういうことではなくて、例えば城に人が、不審者が歩いてるとかですね、熱感知ということで異常があると。

○具志堅透委員 じゃあですね、何ていうの、消火警報がありますね。非常ベルが作動する、鳴ると。そこまでの間に、今、機械警備の発報になって、例えば不審者が入ったとか、そういった何ていうの、モニター、防犯カメラ等々が、今言うこの9番になるんですか。防犯カメラ。熱感知っていうのはどういうこと。これは消防設備ではないんですか、防火設備。

○宜保勝土木建築部参事 この9番の警備は、熱を感じるセンサーでございまして、これは火事に限らず、例えば人が通った場合とかその温度が変わりますので、その温度の変化を感知する機械警備でございまして。

○具志堅透委員 それを受けてですね、警備員は正殿北側のシャッターをあけ、そこで感知したわけですね。そこでその北側っていうのは、位置は特定できた

わけですか。北側に行ってるわけですから。35分には。

○宜保勝土木建築部参事 このモニターではですね、場所までは特定できないシステムでございまして、それで通常ですね、シャッターから内部に出入りしているものですから、通常の出入り口としてこのシャッターをあけて中に入って、その時点で煙の充満を確認したということでございます。

○具志堅透委員 通常の確認等々を行う場合には北側のシャッターをあけていたということでもいいですか。

○宜保勝土木建築部参事 出入り口として通常使っているものですから、この確認のためにここをいつも使うかっていうと確認しないといけないんですが、出入り口は通常そこしか使ってないものですから。

○具志堅透委員 そこで、35分に行って確認をし、それで煙が充満をし、消火器をとりに行ったと。それで2時40分に非常ベルが作動したと。そして41分に通報したということ間違いはないですか。

○宜保勝土木建築部参事 はい、そうです。

○具志堅透委員 ちょっとここですね、その非常ベルが鳴るまでの間、6分、7分ぐらいのロスがあるんですね、6分ぐらいのロスが。そこは何が原因と考えられますか。行ったら煙が充満してた、しかし火災報知器は作動しなかった。どういうことになるの。

○宜保勝土木建築部参事 このセンサーのシステムが違うというふうには考えておりますが、詳細にその違いの要因についてはまだ報告を受けておりません。

○具志堅透委員 センサーの違いというのは何ですか。

○宜保勝土木建築部参事 機械警備は熱を感じるセンサーでございまして、非常ベルにつきましては煙または熱というふう聞いております。

○具志堅透委員 これ、あれね、35分にね、警備員が北側の門をあけたときに煙が充満してたんですよ。それで作動しない、おかしいんじゃない。機械は熱

に感知するから先に作動した。警報鳴らした。しかし煙が充満してるのに、非常ベルは煙、熱で感知するのに作動しなかったというのはどういうこと。ちょっと説明がわかりづらいんですが。

○宜保勝土木建築部参事 この時間差に関しては詳細な報告がまだ上がっておりませんので。

○具志堅透委員 じゃ、そこはちょっとおかしいなというふうな感じは持っていますか。例えばここで通常考えられるのは、火災報知機が正常に作動しなかったんじゃないかと。煙感知器があれば一新聞報道には煙感知器が入ってないという、設置されてないというふうに僕は見たけど、間違いないの。皆さん、煙感知器あるの。それ言うんだろうと思って聞いてるんですよ。あつたの、熱感知器、何か見た覚えがあるんだけど、新聞報道で。大丈夫。

○宜保勝土木建築部参事 確認いたします。

○具志堅透委員 皆さん、国から移譲を受けて管理をすることになった、それを指定管理をさせて。しかし今確認をすると、内容ではですね、設備点検、あるいは防火訓練等々やって報告を受けることになっているというふうにはなってるんだけど、今質疑しても、余り把握されてないっていうか、火災に対する認識が非常にちょっと希薄っていうか、弱かったのかなという感は否めません。そこでですね、消火設備、防災設備についてちょっと確認したいんですが、首里城の敷地内にどういった消火、防災設備があるんでしょうか。わかりますか。

○玉城謙都市公園課長 防災設備機器の状況として消火器が55本、消火栓設備が21基、屋外消火栓設備が5基、放水銃設備が4基、ドレンチャーがヘッド74個、非常警報設備がスピーカー89個、あと排煙設備、不活性ガス消火設備が2基であります。

○具志堅透委員 今ある消火設備、防災設備に関しては、全て正常に作動するということを確認されていますか。試運転とか、例えば放水銃ですか、そういったものの使用とか等々経験、訓練とかやっていますか。

○玉城謙都市公園課長 これは、総合訓練含めまして、法定点検等で訓練は実施しております。確認もしております。

○具志堅透委員 実際水を出してやってるんですか。

○玉城謙都市公園課長 はい。例えば法令点検で、年2回の点検が義務づけられており、令和元年5月に消火器、屋内屋外消化栓設備、放水銃設備、ドレンチャー設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備の点検を行ったという報告を受けております。これはそういう報告書の中では、そういった状況、写真等も含めまして受けております。

○具志堅透委員 水が出てる。

○玉城謙都市公園課長 はい。

○具志堅透委員 その中でですね、やはり我々素人でもちょっと疑問に思うのはスプリンクラーがやっぱり設置されてなかったということなんですね。これは必ずしも義務じゃなかったということであるんですが、先ほど座波委員からもあったんですが、国立の部分に関しては通知をして、スプリンクラー設置を義務づけた。しかし首里城に関しては、世界遺産はその範疇ではなかったというふうなことであるんですが、特にこの木造でね、燃えやすい桐油ですか、そういったものが塗られてるっていうような状況の中で、スプリンクラーの設置というのは全く想定になかったということなんでしょうか。これはもう部長、これどうなんですか、現場での判断じゃなく。

○上原国定土木建築部長 県がですね、都市公園法第5条の規定によりまして、国の公園施設の管理許可を受けまして2月1日から管理を開始しております。また、指定管理者がですね、従前と同様の管理手法により管理を行っているところでございます。県としては正殿等の建物の防火、消防設備が一最低限かもしれませんが、消防法等の法令を満たしたものでありまして、防火、消防体制も従前と同様の体制、手法で行われているということで、国営のときからしっかりとられていた体制を引き継いで計画管理をしてるということで、防火、消防体制が十分であるというふうには認識していたところでございますが、今回延焼を食いとめることができなかったということからですね、今後消防、警察の検証結果を踏まえて、今後の整備に当たっては、そういった知見もしっかり活用しながらやっていくことになるんだろうというふうに考えております。

○具志堅透委員 2点。もう終わりますが、十分であると認識してたということが間違ってたということですね。それと、ある設備が本当に機能したのかな。夜中の、朝方のね、火災であったということ、十分な設備が本当に使えたか、人がいなきや使えない設備ですね、消火栓あれにしても全て。自動式のものもなかったのか疑問が残りますね。それとさっきのもとに戻りますが、34分から40分までの間の作動、煙感知器あるいは熱感知器、ここは十分な説明が必要ですね。きょうは時間がないのでそこで終わるんですが、かなりの疑問が残っています。

以上で終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほどから話されてるように、沖縄の歴史的な文化的にも象徴である首里城というのか、文化的な拠点ということで、大変残念な焼失だったと思っておりますが、まず、復元に向かっているのはね、取り組み皆さん提供されておりますので、その辺の審査も含めて必要だろうと思っておりますが、私は今、重複しない意味で、管理、運営の観点からちょっと聞かせてもらいたいと思います。2月に国から管理移管を受けて、皆さんは2月に条例制定をして美ら島財団に指定管理をしましたがけれども、年度は4月から10月までの間6カ月ぐらい過ぎておりますが、皆さんの当初事業計画の中で、31年度入館料が11億、それから売店の使用料4億ですか、15億円余りの歳入があって、歳出が出るんですが、この4年間の皆さんの収支計画もあるんですが、ここは一体、歳入が入ってこないということになるとするんですが、条例制定をしたこの収支の関係については、どういうふうになるのか伺いたいと思います。建物ないのに、これ入ってくるかって言ってるんです。

○玉城謙都市公園課長 これは今年度の分の31年度の事業計画が3月には出ておりますが、これは今回の火災によって、事業計画は当然変わってきます。

○崎山嗣幸委員 変わってきますではなくて、先ほど皆さんが単年度で予算組んで条例制定したものについては、先ほど言ったように入館料と売店で15億余り歳入が入って、皆さんは国に2億3000万円余りを支払うことになってるんですけど、これ払えるのか変更申請が出るのか、これを示してくれないかということです。

○玉城謙都市公園課長 国への国有財産使用料の取り扱いなんです、県が国と交わした実施協定書12条第3項において、都市公園法施行令第20条第1項ただし書きの規定に基づき、営利を目的または利益を上げるものではないと認められる場合には、所定の手続を行った上で使用料を免除できると規定されております。また、不可抗力等の発生により、県が財団に対し指定管理料を支払うべき事態が生じる場合など、国に対し使用料の減額を求める必要があると判断した場合には、国に対し使用料の減額を求めることができ、国は当該申し出について使用料の減額の必要性を認める場合には、都市公園法施行規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき所定の手続を行った上で、使用料を減免することができると規定されております。県としてはこれらの条文の規定に基づき、今後適正に対応していきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 規定はされてるけどもこれからということの受けとめ方でよろしいのか。先ほどから聞いたように皆さんの予算組んだのが建物なくなるわけだから、入館料も含めてそれが歳入入ってこないと思いますが、当然皆さんこの計画書の変更を強いられると思うんですが、そういう手続にこれから入ることなのか、まだ対応してないのか、この辺を聞かせていただけますか。

○玉城謙都市公園課長 この点については、現在の現場のそういった検証を今やっておりますので、その内容によっては先ほどの手続等含めて、ちょっと作業を進めたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 それから、皆さんは4年間指定管理を締結しますよね。4年間については、これ先ほどから議論して4年間のうちに復元されるかどうかということも含めてわからん事態が生じているので、これの4年間の指定管理の締結そのものもまた変更が生じざるを得ないということになりますかね。

○玉城謙都市公園課長 当然施設が変わりますので、その辺は変更が出てきます。

○崎山嗣幸委員 ちょっと確認しましょうね。皆さんの実施協定書の中で第2条の中に、12項の不可抗力の話があるんですが、暴風、豪雨、洪水、地すべりその中に火災が入ってますが、この火災の項目の中に、それは甲乙いずれの責めにも帰さないということがあるんですが、これはそういった不可抗力に該

当して、県というか指定管理者というのか、甲と乙っていうのは国と県かな、国と県について、どちらの責めもないということのこれは項目なんですか。不可抗力、ここに該当するのかどうか聞きたいんですよ。不可抗力の定義がありますよね、暴風、落盤、地震、火災。

○玉城謙都市公園課長 今回の場合もこの12項に該当はすると思うんですが、これについても現在検証しておりますので、その内容を踏まえた上での結論になると思います。

○崎山嗣幸委員 この項目設けて、協定書にあるけれども、そういう方向で確認される今後の国との話し合いということで受けとめてよろしいんですか。

○玉城謙都市公園課長 そうなると思います。

○崎山嗣幸委員 それと先ほどもありましたが、催事の際の取り扱いがされてますよね。さっき言った首里城祭の、この催事の実施基準というのについては明確につくられてるんですか。先ほど、準備とか裏の中でのことも含めてね、ここは細かい基準っていうのはつくられてるんですか。

○玉城謙都市公園課長 現在県のほうではまだつくっておりません。まだつくっていないため、現行の国の禁止あるいはそういった行事の基準を今、適用しているところがあります。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても従来国が管理していて美ら島財団に委託させていたのが変わって、県から美ら島に指定管理するわけだから、曖昧にですね、皆さん特徴的な、県がとったんだからということで、県のメニューというのか、沖縄県らしい皆さんは管理したいということで、基準というのかな、沖縄の催事というのかやろうとするわけだから、ここを含めてやっぱりこの基準というのかね、不明確な状態も含めて前から議論をずっとしてきてるわけだから、これ今までつくられてませんっていうことについてはね、やっぱりよろしくないんじゃないですか、これ。

○玉城謙都市公園課長 現時点ではまだでき上がっていないんですが、これはいきなり基準をつくるということではなくて、県としては試行事業ということで、試行しながらつくり上げようということで。今回、予定ではきょうですね、

こういうMICE、フォーラム会議をそういう試行事業ということで予定をしていたところでもあります。

○崎山嗣幸委員 これは県に管理移管しない前から首里城祭とかっていう事業は行われてきてるから、私は指定管理する前から皆さんに質問しててね、県がとるんだったら県がとるなりのね、やっぱり内容をすべきではないかと私は提言をしてきて、皆さんは70歳以上無料にするとか幾つか書いてるんだけどもーただこのことが原因だったということではないと思うんだけども、ただしかし、皆さんの管理をする決意というのかね、先ほどから言ってる歴史的な価値がある、観光の拠点である絶対的な重要性を自覚するならば、そういった管理基準をしっかりとつくってですよ、やっぱり県民のものにするっていうことの方か私は浅かったんじゃないかということをお願いしたいわけですよ。それで部長、その辺のことについてはね、これは移管する前からずっと質問してるわけですよこれ。だから、県がとる意味ですよ、意義。そういう自覚でとらないと、とって半年で一二月から半年過ぎた後に焼けるということについてはですよ、これはやっぱり私はじくじたるものがあるので、県がせつかく管理とったそのものですね、建物も焼失したってことについては、大変な事態だと私も受けとめているので、もちろんそこら辺は今後も含めてね、しっかり決意を示してもらわないと、私は沖縄県がとった意味がないんじゃないかなと思うんですよ。そこは部長、決意の部分含めて。

○上原国定土木建築部長 委員おっしゃるとおりですね、県が2月に管理許可をいただいて管理を始めたわけでございますし、しっかり県としてのですね、活用方法を検討しながらやってるということで、基準はまだつくっておりませんでした。試行事業をやりながらですね、幅広く活用していくということで今回もそのメニューをいろいろ考えていたところでございます。今回こういった事態になりまして非常に残念な思いでございますが、まだ施設が残ってる部分もございまして、今後また復元に向けてですね、しっかり県として果たさなければならぬ責任もあると思いますので、この辺残った施設の活用方法、収支計画も変更しなければならぬところでございますし、しっかりとですね、現在の施設を活用しながら復元に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、これから現場視察を行った後に委員会を再開して残りの質疑を行う旨の提案があり、意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、別添視察調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 5 時 45 分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 きょう現場を見せてもらって、いろいろ今県警と消防のほうで原因究明の作業を進めているので、そこはそこできちんとやっていただくとして。2点だけ確認しておきたいんですが、2月1日から県に移管されたわけですが、そのとき、例えば設計図とか図面、こういったものも皆さんに移管というか、あるいは参考資料として持っていますか。

○玉城謙都市公園課長 管理の始まる前に、管理のための図面等ということで国のほうから引き継いでいます。

○糸洲朝則委員 赤嶺委員の質疑にも分電盤の話が出たんですが、特に完成図面、設備とか電気、これは非常に貴重な原因究明にもこれは重要な役割を示すもので、これだけの技術集団がいる皆さんだから、さっきの質疑にきちっと一配線の状況とか、あるいは説明の状況なんかはきちっと掌握をしていたほうがいいと思いますがいかがですか。

○玉城謙都市公園課長 国のほうから引き継いだ図面等で管理していくということで。管理についてはですね、県が公園を管理するというので、これは国の公園法の5条に基づいて公園管理許可を受ける際に、国のほうから公園施設を都市公園の効用に資するため、公園本来の用途に従い常に良好な状態で管理しなければならないという通知がありまして、それを履行するために、管理要領あるいは業務計画書等を作成してですね、管理運営を行うに当たっては、管理要領に基づき、月報と一これは指定管理者のほうからの月報等により毎月報告を受けたほか、あと国、県、財団においてですね、週1回あるいは教育庁、那覇市も入れた月1回の定期的な会議を開催して、業務の実施に当たって必要な調整を随時行ってきておりますので、そういった施設の整備と管理ですね、それは適正に行ってきたつもりではあります。

○糸洲朝則委員 ちょうどこれ新聞記事ですが、前回の復元で中本清さん一当時は国建にいて彼が陣頭指揮をとっているわけですが一ただ前回の復元作業とは異なり、今後の再建に向けては設計図も詳細なデータも残っていると。財政面の問題はあがあるが、さまざまの分野の意見を系統立てて積み重ねた知見もある。日本復帰後50年の2022年に建設着工ということも可能ではないかと彼は言うてるんですよ。ただその上で、当時は沖縄の大工も元気で沖縄らしい木造の組み方や独自の材木もあった。県内の職人も少なくなっているが、首里城再建には10年から20年かかる。設計や職員も含めて挑戦する若い人の力が必要だと。いわゆるもう次の世代の大きなこれは力を結集していかななくちゃならない。私が知っている先輩でももう何名か亡くなっておられますから、ここら辺を、今まで元気な人が残っておられますから、その人たちからしっかり技術を習得していくということが求められるわけで、これは県、あるいは民間いろんな網羅した大型プロジェクトになっていくと思うんですよ。これはこれからの課題で

すから、せめてそれに向けてのやっぱり県のかかわり方を、ましてや管理をしてきたわけですから、これからもどういうふうに変遷をしていくかわかりませんが、もっと前向きに、今言った指摘されたことも含めて、部長、どんなですか。再建に向けて土建部の取り組み。

○上原国定土木建築部長 知事が2022年に再建のための計画を設定したいという表明してはいますが、やはりある程度課題がですね—これから詰めていきますけれども、課題が明らかになれば、また細部を詰めていかなければならないと思います。糸洲委員おっしゃるようになりますね、宮大工も当時に比べて減っているだろうと。あのときも日本全国から大工の方に集まっていたいてやったということもありますし、また木材の調達ですね、当時は台湾ヒノキを使っておりますけれども、台湾からのもう当時最後の輸出だというお話もあったようございまして、木材を調達することについてもかなりのハードルがあると思います。それはどこから調達するかも含めてですね、非常に難しい課題が山積してしますので、その一つ一つを解決しながら進めていかなければならないと思います。ただ、これは県だけではなくて、もちろん国が、国営公園でございまして、国が主体的にやっていくものだと思いますけれども、県としてもですね、これはぜひ実現するために連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○糸洲朝則委員 もう一点、委員会始まる前に火災保険の話をしましたけど、部長の話では、美ら島財団が掛けているというお話だったんですけど、ちょっと違うじゃないかと僕は思うんですね。火災保険っていうのは所有者が掛けるものであって、だから本来なら国が掛けるべきじゃないかと。これは保険料だって半端なものじゃないはずだから。そこら辺正式に教えてください、火災保険の状況。

○玉城謙都市公園課長 保険については損害不可抗力ということで、指定管理者と県のほうでこの基本協定を結ぶ際に、保険を掛けるという条件で基本協定を結んでおります。実際保険を掛けるんですが、受け取るのは所有者というルールになっております。

○糸洲朝則委員 基本協定を結ぶということは、美ら島財団が保険を掛ける、つまり保険料を納めると。その保険を掛けた、今回のこの災害の結果によって保険を受け取るのは国のほうという意味ですか。

○玉城謙都市公園課長 これは所有者が保険を受け取るというルールになっております。

○糸洲朝則委員 具体的にこっちは美ら島財団が保険を掛けるんだけど、とるのは国かと。所有者が国だということははっきりしてるんだから、それははっきり言ってくださいよ。何もそんな所有者、所有者と言って。

○玉城謙都市公園課長 そういうことでございます。

○糸洲朝則委員 ちなみに保険料ってどれぐらいですか。みんな出ますか。

○玉城謙都市公園課長 保険料が年間約2940万円、これは首里城地区だけじゃなくて水族館も含めて、海洋博含めた合計で約2940万円ですね。支払い限度額が70億円。

○糸洲朝則委員 70億円というような、今度の火災、全部じゃないよね。いわゆる今回の首里城の火災に係る限度額というか、受け取り保険料っていうのがどれぐらい見込まれますか。

○玉城謙都市公園課長 現段階で幾らというのはまだ把握しておりません。

○糸洲朝則委員 これは保険会社とのやりとりもいろんな仕組みがあると思うんで、そう簡単には出てこんど思うんですが、これは大事なことから管理者としてしっかり把握しておいてください。よろしくお願いします。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 資料の4ページ、県の対応状況ということで、31日の3時27分に緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け現場急行とありますが、緊急連絡体制っていうのは具体的にどんなものなんでしょうか。

○玉城謙都市公園課長 これは公園の指定管理者の財団さんと、あと県と国の

ほうで、緊急のそういった起こった場合にはそういう体制をとりましょうということ取り決めておきまして、現地の財団さんのほうから、そういう異常があったということのうちほうに報告がありまして、それで現場に急行したということです。

○照屋大河委員 現場の状況では、同時刻の3時37分には財団対策本部が立ち上げというふうにありますので、それとほぼ同じ時間帯に県は把握をして現場に急行したとありますので、その後は、その財団あるいは関係機関と一緒にあって対応に県も当たったということによろしいですか。

○玉城謙都市公園課長 そのとおりでございます。

○照屋大河委員 先ほどの説明の中でも、ニュースリリース第1報が6時23分です。そのリリースも含めて、県はその財団対策本部、あるいは緊急連絡体制に基づく組織体制の中で、協力体制の中で情報を収集し把握し、ニュース発信にも関与していたということによろしいですね。

○玉城謙都市公園課長 リリースについては、県と国とあと財団さんのほうで、共同というんですかね、それで行っております。

○照屋大河委員 現在は対策本部はどういう体制ですか。県からも事故、火災発生時から、時間的な対応、例えば24時間一消火は終わってるんでそうではないと思うんですが、どんな感じだったんでしょうか。当初はずっと1日体制というか、24時間体制ぐらいの状況でこれはやられてたんでしょうか。現在どうなっていますか。

○宜保勝土木建築部参事 発生当初から私が現場に詰めまして、連絡調整をして、情報収集をしております、3日間一夜中には帰りましたけども、また早朝から出まして対応しておりました。今回、本委員会等の準備があったものから、この二、三日はこちらにいますけども、随時メール等で情報のやりとりをしております。

○照屋大河委員 今後はその体制、県、財団、国も関与してるのかな、対策本部は今現在もあるんですか。

○宜保勝土木建築部参事 財団の本部は継続してあります。

○照屋大河委員 県の関与は。

○宜保勝土木建築部参事 随時必要な連絡体制をとっております。

○照屋大河委員 今後はどのような連絡体制をとりつつ、引き続き対応に当たるといふことでよろしいのでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 常駐については人員の関係もありますので、今後検討の必要があると思いますが、当面はですね、メールとまた携帯も持っておりますので、職員も私もですね、随時連絡が十分とれるような体制を継続していきたいと考えております。

○照屋大河委員 どっかがどっかがというような形ではなくてですね、しっかり県も関与しながら一関与といたらあれですが、しっかりかかわりながら、その状況の把握など、また県議会への説明、県民への説明もありますので、ぜひ取り組み一お願いしても大変だと思いますが、お願いしたいというふうに思います。先ほど現場を見せていただきました。においも感じるほどのまだ状況にありましたが、一方ですね、テレビ報道で見る延焼の状況とか崩れていく状況を見てたんで、非常に深刻に受けとめてはおります。現場を見ておりますけど、まだね、何とか復元、復興、先ほど糸洲さんからあったように、若い人たちの新たな力も含めてですね、県が計画を立てていく、そしてなるべく多くの県民の力によって、再建、復元をしていくという取り組みも含めてですね、お願いしたいなというふうに思います。

先ほど現場で説明を受けたんですが、正殿の文化財についてはレプリカよりは少し上のレベルであったというふうなことでありましたが、この辺をもう一度状況、事実関係把握されてる点について。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの現場での説明のですね、レプリカといっても本当にいろいろなランクがあると思います。本当に製法からそれを復元しながら、材料もですね、本当に復元していったものもありますけど、結局はレプリカとしか呼ばない方もいらっしゃると思いますけども、そういった意味でいろんなランクのものがありますという説明でした。

○照屋大河委員 レプリカという表現が正しくないかもしれないし、ただ、つくり上げられたものだというふうに受けとめればですね、設計図なり何なりというのであれば、改めて再度ね、復元ということはこの収蔵物に関してはですね、見通しがあるのかなというふうに感じましたので、その辺もしっかり調査した上で、建物もそうですが収蔵物に関する対応もですね、ぜひ引き続きお願いしたいなというふうに思います。それからけさの新聞だったんですが、南殿地下の寄満の収蔵庫に保管されていた指定有形文化財は、火災を免れて、3点ほど免れたということで報道されています。それについては、特殊な防火装置が設置されていて、その作動によって免れたというふうな報道がありますが、この点については事実関係いかがでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 ちょっと特殊なところですね、細かく財団から説明をまだ受けてないんですが、防火扉とか消火装置とか収蔵庫としての機能としてはですね、そういったいろんな機能を持っていて、今回の大火からも耐えられた部分があるという説明ですね。細かくどれが一細かい機能についてはまだ説明を受けていませんので。

○照屋大河委員 新聞報道によると、収蔵庫内の酸素をなくすためのガスを放出する仕組みになっているんだと。ガスによって酸素濃度が薄くなり、収蔵庫内での延焼を防ぐ役割を果たすとかそういう細かく報道されていますが、今県への詳しい説明、装置があったということもまだ説明を受けてないんですか。事実関係も把握されてないんですか。そういった装置があって、今言ったような装置があったということも説明を受けてないということですか。

○宜保勝土木建築部参事 これまで何度も、今回の事案の前にですね、現地を訪れて学芸員からそういう説明を受けております。今回この火事の後に、この機能について時間を設けて説明というのはまだ受けておりません。

○照屋大河委員 現場の検証作業も続いて、先ほども厳重な体制、警察のほうからも、私たち求められましたが、一方で収蔵品がどのような状態にあるのかってというのは、県民も含めて非常に関心の高いところだというふうに思います。火災の前にそういう装置があったということで、皆さん説明を受けてるのであればですね、果たして作動したのか、あるいは収蔵品はそのために守られているのかという点についてはですね、急ぎ明らかにすべきだというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 収蔵庫の機能等についてはですね、管理をしております私どもも、その内容については追って公表していきたいと思いますが、収蔵品についてはですね、担当課がおりますので。

○照屋大河委員 わかりました。ぜひ委員会においてですね、そういう意見があったということも、多分きょうも午前から総務そして私たち、それから文厚も含めて、この火災に関する委員会が開催されて、それぞれの委員会でも議論がされていると思います。部局を横断というかまたいでですね、知事も国への要請の際には県庁挙げてという話も伺っていますので、ぜひ今言われた点、文化財はどの課、どの課だっているということではなくて、全体的な状況の把握—誰かができるのであればですよ、しっかり定めて、その体制を県庁内に、原因究明、それから復元、復興に向けた体制をまた改めて考えていく必要があると思うんですが、この点は部長、いかがでしょうか。

○上原国定土木建築部長 復元、復興に向けて、さまざまな課題があると思いますけれども、全庁挙げてですね、今後取り組んでいくということで組織体制づくりですね、国とも連携しながら、しっかりと体制を整えて取り組んでいきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回の火災は本当に残念でね。しかしながら、今回の我々のウチナーンチュのアイデンティティーとも言われる首里城の早期の復元というのはみんなが希望するものでもあります。我々はしかしながら、今全国での風水害等が起きていることにも配慮しながら、冷静に確実に、そして先ほど話が出ております、願わくば我々の財産でありますから、県民のみんなの知恵と力をかりながら、この再建に進んでいくというのが大変重要なことというふうに思います。知事が早速行って国に要請したこと、それは政治家としては当然なのかもしれないけれども、もう少しこの現場の実態というものを把握しながら進んでいかないと政治マターだけでもいかないのかなという、政治家として反省をしております。今回の火災が、特に私は国から県が引き継ぐということにおいて、時間的な、いろんな面でのこの受け入れの体制、時間も大丈夫なのかというような話等がこの土木委員会でも質疑があったと思うんですが、もう

9カ月、引き取ってから10カ月足らずでこういう事故になったということはね、これはちょっとやっぱり引き継ぐ体制にも問題があったんじゃないかというような部分も非常に感じております。今後のどうするんだというような話がこれから大変重要になってくるんだけれども、先ほど話が出ておりますこの原因の究明等々については、保険の話でも出てきますし、かかる経費の話等も出てきますから、責任の問題等々も含めてね、はっきりとしっかりとしておかなければならないと思っております。ちょっと細かいことになりますけれども、緊急連絡体制というものが、財団、県、市等で作られるようなマニュアルになっているようですが、所管である土木部がこれらの一報を受けたのはどういう状態で、財団が立ち上げた火災対策本部に対してどういうコミットをしたのか、その辺を教えてください。

○宜保勝土木建築部参事 財団、県、国とですね、緊急連絡系統図というのを常時持っております、指定管理が始まる時点で、この連絡網を構築しております。通常時、また時間外、それぞれの携帯等ですね、電話番号等も全て記載した連絡体系図をそれぞれ持っております、それに基づいて夜間の連絡がございました。今回、私のほうに直接財団の担当から夜間連絡がありまして、それでまずはその現場に急行するということで、立ち上がった財団の本部に私も同席しまして直接情報収集、また県への情報伝達を行いました。

○座喜味一幸委員 時間にしてこれ14時30分からとなってるんですけどもね。これは県の防災対策本部長、これは知事、県警本部長とか、場合によっては職務代行者になるんだらうけれども、この緊急時において、知事は韓国に行ってたはずなんだけれども、職務代理という具体的な権限の任命というのはやってありましたか。

○石川欣吾防災危機管理課長 知事の動向に対して、そのようなスケジュールがあるというのは私たちは把握していたんですけども、その代理の手続ってというのが防災のほうでそうとられていたのかどうかっていうのはちょっと今、確たる情報を持ち合わせてないんで話すことはちょっとできないんですけども、そういうスケジュールがあるというのは共有されておりました。

○座喜味一幸委員 じゃあ単純に聞くんだけれども、この情報を受けて、所管の窓口である土木部は、一報を受けて土木部としてこの情報収集から対策をとる、あるいは財団との連携をとるといような、こういう連携体制ができたの

は何時の時間ですか。これはシミュレーションされてるとは言うんだけど、厳密にどういう状況だったんですか。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの31日3時27分に緊急連絡を受けまして現場に急行しております。その後部長にも直接電話で連絡しまして、連絡体制をとっております。その後、都市公園課もですね、職員を早目に出勤するように指示しまして体制を整えておりました。

○座喜味一幸委員 この辺が割と組織上、マニュアル上はちゃんとしていたはずなんだけど、こういう今回に限っては、朝連絡をしても電話に出ないし、そういう状況で、結局8時30分副知事を含む庁内の緊急部長会というのがなされてるんだけどね、これはちょっと知事が出張等でいないときの、こういう緊急時における職務代行者等々の具体的なあり方に関して、どうも僕はこういうときに回答できないということはね、こういうちょっと日ごろからの体制が本当に十分だったのか、僕はこの辺に関してはですね、しっかりと把握しておくべきだと思います。

もう一点なんです。ちょっと細かい話になって申しわけないとは思いますが、実は、美ら島財団が指定管理を受ける際に総合評価を受けております。その総合評価の中で、適格性、安全性ということにおいて大変高い点数をとっている。人員の配置、防犯、防災の提案等において高得点をとっているということなんですけれども、具体的に一事故が起きたらもうしようがないんだよ、言われるとしようがないんだけど、具体的にどういう体制をもって防災防火体制が完璧だったというのか、高い点数をもらったのか。この辺についてちょっと教えてください。

○玉城謙都市公園課長 美ら島財団の指定管理者としての指定ですが、これは平成31年2月からの管理に向けて、30年に指定管理者の公募を開始し、外部の有識者で構成される指定管理制度運用委員会にて指定管理者の候補を選定しております。30年の11月の議会で、議決により沖縄美ら島財団を指定管理者として選定しております。あと今ちょっと細かい評価点云々っていうのはちょっと今手持ちになくて、今とりに行っております。

○座喜味一幸委員 細かい点数は聞かないんだけど、実際に上がってきた提案書のその防災に対する体制がどうだったか。それから指定管理を受けて実施計画を出した時点で、その防災の体制というものが何名でどういう体制が義

務づけられていたのか。それについて御説明ください。要するに今、現場にいたのは警備員2人と監視員1人というようなことになってるんだけど、常時の緊急体制と非常時のときの体制というものがそれでいいのか、計画はどうだったのか。

○玉城謙都市公園課長 警備体制の計画ですが、これについては昼間のほうがトータル19名で、夜間のほうが先ほどの3名という体制をもって管理しておりました。

○座喜味一幸委員 3名と決めた、これをよしとした根拠は何ですか。

○玉城謙都市公園課長 これは、これまでの管理の実績等踏まえてですね、それで現体制ということで捉えておりました。

○座喜味一幸委員 現体制継続でもいいんだけど、県として考えは全く従来どおりということで、そういうことに対して吟味がなされなかったという理解をしますけれども。もうちょっとあわせて聞きますけれども、防火施設のことについて伺いますが、基本的に防火すべき水源というのは、上水を含め防火予備槽というものもあったんですが。この防火予備槽を含めて、途中でドレンチャーとか切れたというような話等があるけれども、単純に言って向こうのこの放水銃だとかいろんな消火栓、ドレンチャー74個とかってあるんだけど、この防火槽というのは何立米ぐらいのやつですか。

○玉城謙都市公園課長 この有料区域のほうに消防用のタンクというんですかね、それは1カ所あります。ボリューム、どのぐらいの容量かっていうのは手元のほうにはちょっと持ち合わせておりません。

○座喜味一幸委員 ちょっと現場でちらっと聞いた話だと、15立米とかそんな分だととてもじゃなくて、今のこの施設の吐き出し量からするとね、平均5キロぐらいの水圧で、消火用っていったらば、五、六百リッター出ちゃうんですよ。そうすると、何分もつのかっていったら多分、十五、六分もたないんだよね、途中で切れちゃう。こういう消火栓あれども水が来ないという状況になかったのかということを知りたい。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど私が現場で説明いたしましたが、ドレンチャー

一に限ってですね、15分程度機能する容量があるということです。消火栓等につきましては、随時水が供給されるシステムになっております。防火水槽とか、常にたまってる水というのが何カ所かありますけども、消火栓に関しては、随時供給されるシステムになっております。

○座喜味一幸委員 直接に上水道か、あるいはどっかの大きな水源からポンプで加圧して供給可能なようになっている、その水源はどこですか。

○宜保勝土木建築部参事 上水道でございます。

○座喜味一幸委員 上水道から直接に8キロから10キロの水が来るということには理解できないんだけど、そういう貯水槽、水道は少なくとも高くても4キロ以下、2キロ前後が標準だと思うんだけど、これは何らかの調整機で加圧しなければ、消火栓というのは多分8キロ前後でなってると思いますが、こういうことが直接水道に直結されていると思わないけれども、その辺はどうなんですか。

○宜保勝土木建築部参事 上水道が消火栓に直結されているかどうかというのは、今ちょっと手元に資料ないんですが、消火栓もポンプを起動して消火に使用します。使用する水道水が途絶えないようにですね、ポンプ等で加圧されてくるものと考えておりますけども、手元に資料がないものですから、直結かどうかちょっと確認しておりません。タンク等に上水道の水が供給されるということでございます。

○座喜味一幸委員 要するにですね、こういう財産を引き継ぐ、防災上の体制を整えた、マニュアルまでできた、指定管理の約束事ができている、それを、肝心かなめのが事故があっても、なおかつどこが水源なのか貯水槽がどうだったのか、本当にドレンチャーがとまった理由は何なのか、給水栓に水を送るポンプというのは正常だったのか、その施設がどうだったのかというような、水回りというのは今回の大きな問題になるんですよ。その辺の整理がされていないというのは、ちょっとこれ、これから質疑する面において施設の整備不良というようなことになりやあせんかと私は懸念してるんですけども。近々には、30年の12月18日消防訓練をしたという報告になっております。今回事故があって初めてわかるのは、消防車の進入が大変厳しい環境にあるねと。それから門扉等含めて、裏表北側含めて、極めて不都合な状況にあったんじゃないのかな。

これを消防訓練を毎年やっておりますという報告をいただいたんですけども、この消防訓練の際に、今いろんな質疑が出ている水源の話から送水圧の話、それから施設が機能していたかという話、この消防が消火体制を組もうとしているときに必ず指摘を受けたと思うんです、消防車が入れなかったという現実から見て。この課題と一改善しなければならない課題に関して、県は施設を引き継ぐ際に、どういう対応をなされたのか、どういう考えを持っておられたのか。

○玉城謙都市公園課長 消防訓練については、これは消防計画を定め、那覇市の消防署に届け出をしております。直近の消防訓練について、先ほどの30年12月18日那覇市消防署立ち会いのもと、発見通報、初期消火、避難誘導等の火災訓練を実施して、特にそういう指摘等は受けておりませんと報告を受けております。

○座喜味一幸委員 ここはちょっとした情報なんだけれども、那覇市の消防署としても、この首里城の防火体制について、何か文化庁からの通達がスプリンクラーの設置についての通達が来ている。それを受けて、首里城でもスプリンクラー要るんじゃないかというような議論が出たというようなことを私ちょっと聞いてるんだけど、この引き継ぐ際に県として、スプリンクラーの設置に関して、全く議論されてないような気がする。これは所管が違うからじゃなくて、国から財産を引き継ぐときには、少なくとも文化庁から、多分文化財等々の教育委員会等々に関しては通達も来てるはずなんだけれども、そういうことでさえも議論にもならなかったと、引き継ぐ際に課題として議論されてないという理解でいいですか。

○玉城謙都市公園課長 引き継ぐ際にはそういった議論は出てなかったです。

○座喜味一幸委員 これ今後の課題としてなんだけれども、今言っているこの防火体制、施設等々の点に関しては、答えられなかった部分は、いろんな質疑等も出ておりますので、ちょっともう委員会が急だったのかもしれないが、理路整然と資料を整理し直して、完成図書等を整備して、管理委託に係るこの防火体制等々も含めて、ぜひともに整備をして再度報告をお願いしたいと思います。部長どうですか。

○上原国定土木建築部長 防火体制等ですね、この設備の内容等も含めてなんです。確かに十分な説明ができていなかったと思いますので、この辺はしっ

かり整理してですね、改めて説明ができるようにしたいと思います。

○座喜味一幸委員 もう一点は、深くは入らないけれども、分電盤の配線図、どれぐらいの受電設備があって分電盤等々と負荷がどれぐらいあるかと、それからもう二十七、八年になると言うんだけれども、電気の技術者も県におられるが、そういう電気配線関係の耐圧検査等々に関してはですね、やってあるのかやってないのか等も含めて、この辺についても資料を整備しておいていただきたいなと思います。

最後に1点伺いますが、こういう先ほどから、糸洲委員からも質疑がありましたが、保険の話なんです。保険の話について今聞きますと、多分運営益から営業益から営業経費、その中に保険料を多分計上してあるのかなあというふうに理解をしているんだけれども、この約2940万円の根拠、そして県はこの額の妥当性、それから補償の額等の妥当性について、誰がどこでどれぐらいの議論をしてその額が決定されたのか。それについてお願いします。

○玉城謙都市公園課長 保険の掛け金というんですかね、それについてうちのほうから幾らというような一公募の中ではそういう表現はしておりません。指定管理者、財団のほうで、この建物のそういった費用、あるいは事業の収支等見て掛けたんじゃないかなと思っております。

○座喜味一幸委員 こんな推測じゃなくして、僕は国が管理してるときは、財産の価格それに対応した保険の額というものが議論されて吟味されて決定しているはずなんです。補償上限70億円と言ったら何なんだと、約2940万というものが高いのか安いのか、それで十分なのかという議論がされて初めて僕は保険の額というのは決まってくると思って、それが行政だし、僕はリスク管理だと思ってんですけど、今の答弁ちょっと情けないと思うぐらい。みんな財産も引き取ったけれども、中身を十分にも理解しないで美ら島財団に丸投げと一悪い言い方すると一やっていたからあんたなんかのルールどおりということ、そのままやってきてるんじゃないか。これが申しわけないけどそういう感じがするな。もう一度、今の答弁補足説明願います。

○宜保勝土木建築部参事 保険料の支払い等につきましては、財団がするという協定を結んでおりまして、財産の価値はですね、保険会社が算定しまして、それに対する保険料を算定することになっているかと思っております。その詳細については今手元にございませませんが、財産価値の判断でそれに基づく保険料の算定

等は当然保険会社が根拠を持っていると考えます。

○座喜味一幸委員 いや僕が聞いているのはそうじゃないんだよ。要するに約2940万円の保険の額が、補償上限70億ということで契約したんだけど、その額でいいのかという、なぜそれが、そういう約2940万円の70億円上限というのが、どういう議論の上に決まったのかっていう話を聞いているんです。県としてどういう判断をしたかって聞いているんです。これ自助努力だからわからんということなのか。僕は議論があったと思うんです。

○宜保勝土木建築部参事 保険料額の議論については、県は関与しておりませんので、これは保険会社が価値を算定しましてそれに見合う保険料というふうになっておりまして。

○座喜味一幸委員 そういう意味じゃないんだよな。ちなみに、この保険屋さんて地元の保険屋さんですか。把握してませんか。答えられなければ答えられないでいいんですよ。

○玉城謙都市公園課長 県外のほうです。

○座喜味一幸委員 いずれにしてもこの土木委員会でもう少し丁寧な御説明をいただかないといけないと思うんですが、美ら島財団とももっと丁寧に意見交換して、必要な情報等の開示をしていただくし、また、今後の対策、処理方針等しっかりとやっていただかないといけないなと思いますので、その辺はきょうはこの辺でとめましょう。よろしく。部長、この辺はちゃんとできるだけこの指定管理から、それぞれの防災体制までの細かい施設管理の細かいできるだけ完成図書等の主要な部分も提供できるぐらい、土木委員会にはぜひとも丁寧な資料の提出を願いたいんですが。

○上原国定土木建築部長 説明が不足してる部分が多くあったかなと思います。しっかりですね、指定管理者である美ら島財団と情報交換しながら、しっかり答弁、資料提供できるように準備をしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 先ほど部長のほうから、台湾ヒノキを使ったっていうことがありました。実は私たち琉中議員連盟ということで、ちょうど台湾に行ったときで、向こうのほうでも本当に新聞1面にそれが掲載されていて、かなりのショックが台湾でもあったっていうこと、総統からもね、いち早くコメントもあったっていうことと、あときょう実はニューヨークの県人会の方から電話がありまして、そちらにも県議会の皆さんたちから、その映像を見ながらもう涙ながらに皆さんがそういう首里城の焼失について、いろんな皆さんたちが世界からも本当にショックを受けてるっていうことがあります。そういう意味では、私たち県民が本当にこの首里城が改めて県民の財産、宝であるということを確認しているところなんですけれど、世界遺産として、正殿にある遺構が世界遺産の認定のところなんですけど、先ほどちょっと現場では、その遺構についてはある程度きちっと残っているようだったってことは聞きました。改めて、その遺構がちゃんと確認できて、世界遺産が改めて、またきちんとして認定をされていくのかそれとも、こういう問題で取り消しになるのかっていうのもやっぱりその辺もちょっと心配なものですから、その辺についての県の見解ってというのは今どのように捉えているのかお聞かせください。

○仲座久宜文化財課班長 お答えいたします。

首里城のですね、史跡なりこの世界遺産に登録されている対象となっておりますのが、首里城の地下に埋もれております遺構であります。これは何かといいますと、建物の基礎部分ですとか、石積みの根石と呼んでますこの石積みが一番下の部分に当たります。今回、首里城の正殿の中に公開展示ということで、縦7メートル横5メートルほどの規模でガラス張りでの展示がされていたわけなんですけど、現在そこにですね、瓦れきが入り込んだ状態であるということを確認しております。今後ですね、この瓦れきの撤去を行いまして、状況を確認して、被害状況が判明してくるかなと思いますが、遺構の大半はですね、この地中に埋もれているということで、この世界遺産の登録には影響がないというふうに考えております。

以上です。

○山内末子委員 その辺はやっぱり少し安心したところなんですけど、やはり世界遺産だっということ、私たちは改めてみんなで認識をしないといけない。そのために、やっぱり国から管理を委託された時点で、もっとやっぱり県も、これまで国で管理していたときと同じようにやってしまっている。これが原因でもないんですけど、その部分を我々がもっと世界遺産をもっとしっかりと守

るんだっていう意識を、これとても必要だと思っています。これまでのきょうの皆さんの説明を聞いても、初期の対応が本当に遅かったのではないかと。よく見てみますと、消防が来て消火を始めたのが16分かかっているんですね。木造建設でやっぱり16分。それもほかの建築とは違って、燃焼が早いようなそういう場所で16分かかってしまって、そのときのいろんな風の一風速だったり、いろんなものがもう悪い状況が全てあったと思うんですけど。そういう意味では、きょう先ほども現場行って聞いてきたら、全て手動ですよ。全て手動であったり、それから通報体制が、警備がまず見て、警備が消防に—この間聞いてみますと本土のほうの世界遺産で同じく木造のお寺とかは、感知をしたら即消防に通報が行くってというようなシステムとかもあったということで、そういう意味ではそういうものがあれば、もう少し延焼も防げたんじゃないかと。いろんなことが課題が浮き彫りになってるんですけど、その辺についての通報のシステムの体制であったり、消火体制が全て手動であったりとか、その辺のところには大きな対応のまずさっていうのも出てきているんじゃないかとは思いますが、その辺はどうなんでしょうか。この辺について議論をしたことっていうのはなかったんでしょうかね。

○上原国定土木建築部長 国営公園のときにですね、しっかりと国のほうで管理をしていたものですね、2月1日から管理許可をいただいて県が管理をすると。従前の管理が非常に望ましい形の管理であったらというのを前提に、我々もそれを引き継いだ形になっておりまして、十分と考えていたのが甘かったといえれば甘かったのかもしれないですが、事実、延焼を食い止めることができなかったと。しっかりとした、木造としてですね、できる限りの復元をしている事実がありまして、消防自動車も入れない部分があります。城壁があったり、建物で閉鎖的な空間ができたりしてるということもあります。初期対応でですね、消防が来れるようにするべきじゃないかという御提案ももつともだと思いますし、そういったことをですね、今回の消防、警察の現場検証によって、どういった形に持っていったほうがいいのかですね、今後、復元に向けての取り組みの中でそういった検証結果を反映させていく必要があろうかと思います。ですから、同じような復元になるというふうに我々も考えておりませんので、しっかりとですね、もう二度とこういったことが起こらないように整備をしていかなければならないだろうというふうに思いますので、この辺は国ともしっかりと協議しながらですね、どういった形の復元に持っていくのか、防火体制を整えていくのかということですね、しっかりと協議しながら反映させていきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 とても大事だと思っています。原因究明については今、しっかり頑張っていますし、またここで今どうこうっていうことではないんですけど、そういう意味ではやっぱり土木、それから文化観光スポーツ、そしてもちろん文厚、経済ともう全てにまたがっていますよね。今の時点として、その4つが一緒になって、今の現状等把握をしながら、今後の体制とかについてチームっていうんですか、何かそういう会議っていうのは行っているのでしょうか。予定もあるのでしょうか。その辺はどうなっていますか。今聞いてみますと、本当にもういろんな状況が、まだ1週間なので、ほとんどがわかってない状況もあるんですけど、お互いがお互いのことも全然わかっていないし、財団のことも県が知らないこともあるし、そういう意味ではもっと連携をとるべき時期じゃないのかなと、お互いの共有の認識がなかなかとれてないんじゃないかと。共有の認識がないと、こういう場所で説明もできないし、いろんな一步を踏み出すのに少し時間がかかっているような現状に見えますので、その辺の対応について、部長、どういうふうに考えているのか、県の体制はどうしているのかお聞かせください。

○上原国定土木建築部長 しっかりとしたですね、全庁的な取り組みをやる必要があるというふうに思っております。組織をしっかりとつくる上では4月以降の話にはなるかと思っておりますけれども、それまでにですね、しっかりとワーキングチームなりを設置しまして、連絡調整ができるように、全庁的な取り組みができるようにしたいと思います。また再建に向けてですね、しっかりとした組織体制もまた構築していくということはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 あと2点済みません。もう瓦れきが相当出てますよね。今の状況は、特に正殿からの瓦れきは、あれは原因究明のためにとってあると思うんですけど、ほかのところの瓦れきとかも含めると、これ相当な処理にも時間がかかるしどういふふうな処理の形をとっていくのか、今現時点でわかっていることを教えてください。

○玉城謙都市公園課長 現在まだ現場の検証作業をやっている最中でありまして、この瓦れきを今どうするかというところまでは入っておりません。

○山内末子委員 まだそうだと思いますけど、きょうもお昼にちょっとニュー

スでありましたけど、れんが職人の皆さんたちからは大事なれんがなのでということもあって、保存の方向性であったり、また県民のほうからは、れんがを使って、この経過をね、やっぱりこれ後世に残すためにも、それを改めてリサイクルをした形で販売してもいいんじゃないかと、いろんなアドバイスがあったり、いろんなことがありますので、それも踏まえて少し検討もいろいろやっていただきたいと思っています。

もう一点は、先ほど行ったときに、きょうから一部公開をしておりますけれど、個人の店舗がありますよね、指定店舗っていうんですか。そこの皆さんたちからは、せっかくきょうから公開ではあるんですけど、ルートの中で、そこに入ってこれないルートになってしましまして、上の駐車場から上がったところは全て駐車場から上がって、レストランでちょっとした軽食であったり売店のところはお客さんもいたんですけど、そこまで入ってこないと。今後これがずっと続いてしまうともう死活問題だっていうような、本当にもうそういうような声がありました。これから、まだ1週間ですので、その再建に向けての話っていうのはこれからなんですけど、そういった今現在いる皆さんたちのことをどうするのかとか一美ら島財団もそうですけど、結構200名近くも新たに雇用しているかと思います。そういった問題も出てきますので、そういうことについての、みんなで共有してそういう皆さんたちも助けないといけないという部分を今後どうするのか、今何かあればひとつお聞かせ願いたいんですけど。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど現地視察の際に、売店の方から直接委員会の皆様が要請を受けておりまして、それをまた直接その場で財団の担当者にも伝えております。財団の担当からは警察とも消防とも、警戒線を移動するという方向で調整をされていたそうです。先ほど、あしたから先ほどの売店に通ずるような通路は確保するというふうに連絡をいただきました。また今後ですね、財団とも正式な議論ではないんですが、徐々に見せて供用していく部分をふやしまして雇用の確保に努めていくというふうなことです、今、内々でありますけども議論は始めております。

○山内末子委員 ありがとうございます。原因究明、それから復興、いろんな形で、みんなで全庁的にやらないといけないということを我々も一緒になってやる、やっていかなければならないという、課題がたくさんありますのでぜひ一緒に頑張っていきましょう。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 多くの質疑が出てますけど、私のほうからですね、2点ほど。先ほど山内委員からもありましたように、台湾でも何でこんな先進国の日本がこういう状況になるまで火災を消すことができなかつたかっていう話が出てました。先ほど部長からもありましたように、初期対応がしっかりできてない、財団の理事長もそういうコメントをしております、初期消火、近隣消防含めて四、五十台くらい。現場に入った消防車が五、六台って総務委員会でそういうお話があったんですけど。この配られた図面で見ますと、奥書院のほうに駐車場がありますよね。これは平成30年12月、撮影した絵なんですけど、先ほど現場でも少しお話しさせていただきました。消防車両、この図面で見ますとクレーン車が入ってるんですよ。これ、たしか現場で何か工事があるのかなと、30年の12月撮影なんですけど。現場の火災の状況、消火状況を見ますと、隊員の方々がホースを引いてですね、手でかけてる状況っていうのが、城郭があつてなかなか水も届かないっていう状況をテレビで見たんですけど。奥書院の前の城郭の前のほうは空き地になって駐車場になってる感じがするんですけど、那覇消防本部を含めて財団のほうから、はしごの放水車等の要請とか、そういった、これ城郭があるから高規格車のはしご車等が現場に入れなかつたのかっていうのを、それ1点だけ確認させていただきます。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

車両の台数等は確認しておるんですけども、はしご車が出たのかどうかという確認はちょっとまだ今とれてない状態です。

○上原正次委員 今の時点でも確認はされてないんですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 車両の詳しい台数、種類を含めて詳しい台数を下さいという要請はしているんですけども、向こうもちょっと今かなりばたばたしてましてですね、連絡がとれてない……。

○上原正次委員 確認はいいんですけど、テレビで見てる状況では、はしご車が出てる映像なんかなかったと思うんですが。状況がそういった状況で。これもぜひ今度の課題になるのかなと思って。ノートルダム火災、大聖堂火災等でも高規格車とかロボット車とかが出てあつてもあれだけの延焼した状況があつた

んですけど、その次の課題としてですね、ぜひ消火体制をしっかりやっていただきたいと思います。

あともう一点ですね、火災で火の粉が飛んでる状況で、テレビで見てですね、周りの地域住民が水をかけてるとか、車に火の粉が飛んでる状況って映像に映ってたんですよ。これに関して、いろんな今、県のほうとして被害の調査とかっていうのは一結構大きな火の粉が飛んでる可能性もあるんですけど、この調査は行っていますか。多分今、近隣住民としても状況が状況なので、自分の車ぐらいはっていう方もいるかもしれないんですけど、調査等は考えているのか、やっているのか。

○宜保勝土木建築部参事 周辺への影響、被害等の調査はまだ実施しておりません。今後どういうふうにしていくかですね、関係課等と確認しまして検討していきたいと思います。

○上原正次委員 県のほうに被害が出てるっていうこともまだ来てないということですか。

○宜保勝土木建築部参事 被害の届けといたしますか、まだありません。

○上原正次委員 今後調査をするという方向でいくことですよ。これも確認で終わります。

○宜保勝土木建築部参事 消防なのか、警察なのか県なのかですね、関係機関と調整した後に結論を出したいと考えております。

○上原正次委員 何かもう人ごとみたいな一財団もそうなんですけど、何かすごいもっと今の状況大変なんですけど、もっと県も含めて、指定管理者一財団含めてですね、責任をどっちに転嫁するそういうあれでなくて、しっかり連携してこれは取り組まないとなかなかもう大変な状況ですので、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○石川欣吾防災危機管理課長 先ほどの知事との危機管理体制のお話がありまして、補足させていただきますと、土木のほうには財団のほうからのルートで行くと思うんですけども、県のほうにも那覇消防のほうからそういう報告が

入ってきますので、その時点で県の中で危機管理体制として、朝4時ですね、情報収集体制という形で構築しております。朝5時までに三役にはもう連絡が行っておりまして、知事は現地で朝の便で帰る手配をしてですね、帰る決断をして昼にはこちらに来て、戻ってすぐ現地視察に入ったというそういうことでございます。ちょっと補足でございました。ありがとうございます。

○新垣清涼委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 これは文化観光スポーツ部に第一報が入ったという報道になっていたと思うんだけど、文化観光スポーツ部のほうから知事公室なの、もう少し丁寧に説明してごらん。

○石川欣吾防災危機管理課長 私たち知事公室なんですけど、私たちのほうは防災危機管理ですので、消防ルートで火災の情報が入ってまいります。

○座喜味一幸委員 消防から来たの。

○石川欣吾防災危機管理課長 そうですね。なので、知事公室長から三役に上がるというそういうルートでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、首里城の火災についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室。その後、全体的に執行部から十分な答弁が得られず調査が尽くされていないことから、後日改めて委員会を開催し引き続き調査する必要があるということで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次回の日程については、委員長一任ということで、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

以上で、予定していた議題は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼